

雹による相談・被害証明の特設窓口の 期間を延長します

主催	雹（ひょう）による相談・被害証明の特設窓口について
日時	令和6年4月17日（水）から26日（金）まで いずれも午前9時から午後5時まで（土日も開設します）
場所	特設窓口 市役所新館1階ロビー 特設電話 079-427-7929
内容	<p>4月16日夜の雹（ひょう）による相談・被害証明の特設窓口を設置しています。</p> <p>相談・申請の状況を鑑み、窓口・電話ともに特設開設期間を4月26日（金）まで延長します。なお、<u>特設期間後も、常設の担当課で対応します。</u></p> <p>お電話・ご来庁をいただく前に、あらかじめ次の内容のご確認をお願いしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市から直接の補助・見舞金はありません。 ●ご加入の保険を利用される場合は、次をご確認いただいています。 <ol style="list-style-type: none"> 1 加入されている保険会社に被害状況を伝え、補償対象となるかを確認 2 保険会社に提出が必要な証明書の種類を確認 3 市が発行する証明は以下のとおり <ol style="list-style-type: none"> 3-1 罹災証明書（損害の程度を証明する必要がある場合のみ） 3-2 被災届出証明書（建築物以外にも発行可能。オンライン申請も可能） <p>（ <input type="checkbox"/>初めて <input type="checkbox"/>恒例 <input checked="" type="checkbox"/>回目 ）</p>
対象（参加者）	4月16日夜の雹により被害を受けられた方
目的・背景 その他	
市ホームページ	<input checked="" type="checkbox"/> 掲載済み ・ <input type="checkbox"/> 掲載予定（●月●日） ・ <input type="checkbox"/> 掲載しない
広報かがわ	●月号に掲載 ・ ●月号に掲載予定 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 掲載しない

